

## 鳥取県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業久米ヶ原地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成22年5月11日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。